

(公開)

第 2 9 回

岩沼市農業委員会総會議事録

令和 5 年 5 月 29 日

岩沼市農業委員会

令和 5 年 5 月 29 日岩沼市役所 1 階大会議室において、下記案件を審議するため、

第 29 回岩沼市農業委員会総会を開催した。

記

日程第 1 会期の決定

日程第 2 議事録署名委員の指名

日程第 3 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について

日程第 4 農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による届出について

日程第 5 農地法第 5 条第 1 項第 7 号規定による届出について

日程第 6 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可後の事業計画変更申請について

日程第 7 農用地利用集積計画について

日程第 8 令和 4 年度最適化活動の目標及び目標に対する点検・評価について

1、出席委員

1番 平井 博 2番 長田 幸浩 4番 長田 克美 5番 大友 信由
6番 渡邊 等 7番 猪股 政一 8番 郡山 正志 9番 菅原 龍也
10番 八巻 文彦 11番 宮部 淳子 12番 木皿 清 13番 菅井 武雄
14番 吉田 俊美

2、欠席委員

3番 佐藤 勲

3、農地利用最適化推進委員

4、事務局職員

事務局長 渡辺 多恵子 係長 橋川 麻美
主事 佐々木 常行

1、同日午後1時30分開会

議長	ただいまから、第29回岩沼市農業委員会総会を開会いたします。本日の出席委員は13名で、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づく定足数を充たしており、本日の総会は成立いたしております。
議長	日程第1、会期の決定について、を議題といたします。今期総会の会期は、本日1日といたしたいと思います。賛成の方は挙手願います。 (挙手全員)
議長	挙手全員であります。よって、今期総会の会期は本日1日と決定いたしました。
議長	日程第2、議事録署名委員の指名をいたします。議事録署名委員は、岩沼市農業委員会規程第19条の規定により、議長において、5番大友信由委員、6番渡邊等委員を指名いたします。よろしくお願ひいたします。
議長	日程第3、報告第1号、農地法第3条の3第1項の規定による届出について、を議題といたします。事務局から報告願います。
渡辺局長	議案書の1頁をご覧ください。報告第1号、農地法第3条の3第1項の規定による届出について、3件受理いたしております。内容につきましては、いずれも相続による所有権の移転でございます。なお、これら届出の受理は、市農業委員会規程第33条第2号により事務局長専決事項となっております。以上でございます。
議長	ただいまの事務局からの報告に対し、質疑・ご意見をいただきます。ご意見等がある方は、挙手願います。 (挙手なし)
議長	ないようですので、報告第1号を終了いたします。
議長	日程第4、報告第2号、農地法第4条第1項第8号の規定による届出について、を議題といたします。事務局から報告願います。
渡辺局長	議案書の2頁をご覧ください。報告第2号、農地法第4条第1項第8号の規定による届出について、1件受理いたしております。市街化区域内の農地について、集合住宅を建設するため、転用するものでございます。なお、この届出については、委員会規程による事務局長専決事項となっております。以上でございます。
議長	ただいまの事務局からの報告に対し、質疑・ご意見をいただきます。ご意見等がある方は、挙手願います。

		(挙手なし)
議長		ないようですので、報告第2号を終了いたします。
議長		日程第5、報告第3号、農地法第5条第1項第7号の規定による届出について、を議題といたします。事務局から報告願います。
渡辺局長		議案書の3頁をご覧ください。報告第3号、農地法第5条第1項第7号の規定による届出について、1件受理いたしております。内容につきましては、市街化区域内の農地について、一般個人住宅用地として宅地造成を行うための転用、売買による所有権移転でございます。なお、この届出につきましては、委員会規程による事務局長専決事項となっております。以上でございます。
議長		ただいまの事務局からの報告に対し、質疑・ご意見をいただきます。ご意見等がある方は、挙手願います。
		(挙手なし)
議長		ないようですので、報告第3号を終了いたします。
議長		日程第6、議案第1号、農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について、を議題といたします。事務局から説明願います。
渡辺局長		議案書の4頁、議案関係資料の1～2頁をご覧ください。議案第1号、農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について意見を求めるものでございます。事業の概要といたしましては、令和2年8月20日付け宮城県（仙振）指令第377号で許可を受けた社員寮用駐車場のための一時転用について、恒久的な転用への変更を求めるところから一時転用の期間を終了しようとするものでございます。恒久的な転用の許可申請については、去る3月27日開催の農業委員会総会において審議しており、許可相当との意見を付して県に進達いたしております。説明は以上でございます。
議長		ただいまの事務局からの説明に対し、質疑・ご意見をいただきます。ご意見等がある方は、挙手願います。
		(挙手なし)
議長		ないようですので、お諮りいたします。議案第1号、農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について、申請のとおり、承認相当として、県に進達することに賛成の方は挙手願います。
		(挙手全員)
議長		挙手全員であります。よって、議案第1号、農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について、は申請のとおり、承認相当と

		して、県に進達することに決しました。
議 長	日程第7、議案第2号、農用地利用集積計画について、を議題といたします。事務局から説明願います。	
渡 辺 局 長	議案書の5頁および別冊の農用地利用集積計画案をご覧ください。農業経営基盤強化促進法附則第5条の規定に基づき農用地利用集積計画案を作成いたしましたので、審議を求めるものでございます。利用権設定に係るものが9件、筆数22筆、合計面積24,471.00m ² でございます。所有権移転に係るものが1件、筆数2筆、合計面積1,961.00m ² でございます。借り手および譲受人となる方については、改正前 基盤法第18条第3項の要件を満たしており、農地の集積を図るため、賃貸借または売買を行うものでございます。なお、今回のこの農用地利用集積計画の公告は、5月31日を予定しております。以上でございます。	
議 長	ただいま、事務局から説明がありましたが、これらを一括審議といたしたいと思いますがご異議ございませんか。	
	(挙手なし)	
議 長	異議なしと認めます。よって、農用地利用集積計画については、一括審議といたします。なお、利用権設定の1番から6番まで農業委員の自己に関する事項となっておりますので、木皿委員は、除斥となります。	
	(木皿委員、除斥)	
議 長	ただいま、事務局から説明がありました農用地利用集積計画について、質疑・ご意見をいただきます。農用地利用集積計画について、質疑・ご意見をいただきます。ご意見のある方は挙手願います。	
	(挙手なし)	
議 長	ないようですので、お諮りいたします。議案第2号、農用地利用集積計画について、計画案のとおりとすることに賛成の方は挙手願います。	
	(挙手全員)	
議 長	挙手全員であります。よって、議案第2号、農用地利用集積計画については、計画案のとおりとすることに決しました。それではここで、木皿委員の除斥を解きます。	
	(木皿委員、着席後)	
議 長	木皿委員に報告します。当該案件については、計画案のとおり決しました。	
議 長	日程第8、議案第3号、令和4年度最適化活動の目標及び目標に対する点検・評価について、を議題といたします。事務局から説明願います。	

渡 辺 局 長

議案書5頁および別紙 議案第3号資料をご覧ください。議案第3号、令和4年度最適化活動の目標及び目標に対する点検・評価について、概要を説明いたします。こちらは令和4年度最適化活動の目標の設定等に対する活動の点検を表したものとなっております。資料は、別紙様式第4令和4年度最適化活動の目標及び目標に対する点検・評価について、および別紙様式第5令和4年度農業委員会の農地利用の最適化の推進状況、その他事務の実施状況の公表の2種類からなっております。数値が連動している部分もございますので、詳細な区分が設定されている様式5を中心に説明いたします。様式5の1頁をご覧ください。農業委員会の体制および農家・農地に関する内容となっております。2頁前段は、農地の集積について、様式4の大きな1番（1）と対応しています。農地面積は直近の統計の数値を。集積面積については、市産業振興課農政係から提供された数値を用いております。2頁後段から3頁中段まで、遊休農地の解消に関する内容です。遊休農地の解消等に係る項目については、昨年度中に解消した面積はゼロとなっております。遊休農地の解消とは、耕作されていない状態から耕作可能となることと認識しておりますが、該当する箇所はございませんでした。様式4の（2）と対応しています。3頁後段から4頁上段までは、新規参入の促進に係る項目です。令和4年度においては1法人の参入がありましたら、新規参入者があった場合に農地を提供することについて、予め所有者の同意を得て公表しておくことについては、ゼロでございました。様式4（3）と対応しています。4頁中段から5頁中段までは農業委員を含む推進委員等の最適化活動の活動目標に関する項目です。推進委員等が最適化活動を行う日数については、農業委員の皆様および推進委員の皆様から提出いただいた活動記録から算出しております。活動強化月間の項目ですが、8月の農地パトロールと11月の利用権設定等の更新時期の手続きをカウントしておりますが、新規参入相談会への参加やこれにかかる強化活動は実施できませんでした。これらは、様式4の大きな2番と対応しています。最後5頁の下段は、農業委員会全体としては目標に達しない項目が複数あったため、「やや下回る結果となった」という表現にしております。農業委員さんを含む推進委員等の点検・評価結果については、活動日数が目標を上回っておりますことから「期待どおり」の区分に記録いたしました。6頁は事務の実施状況に関する内容です。資料の説明は以上ですが、本日の総会でご意見をいただき、その後、関係機関への報告および市ホームページ等を通して公表することとなっております。ご審議くださいますよう、よろしくお願ひいたします。

議

長

ただいまの事務局からの説明に対し、質疑・ご意見をいただきます。ご

意見等のある方は、挙手願います。

(挙手なし)

議長 ないようですので、お諮りいたします。議案第3号、令和4年度最適化活動の目標及び目標に対する点検・評価について、原案のとおりとすることに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 挙手全員であります。よって、議案第3号、令和4年度最適化活動の目標及び目標に対する点検・評価について、は原案のとおりとすることに決しました。

議長 本日の総会に付議された案件の審議は、すべて終了いたしました。これをもって、第29回岩沼市農業委員会総会を閉会いたします。ご起立願います。ご苦労さまでした。

(一同 礼)

午後1時50分閉会

上記は、会議の顛末を記録したもので、その正当たるを証するため、署名をする。

令和 年 月 日

議長（会長） _____

委員 5番 _____

委員 6番 _____